

請願文書表

【平成26年9月定例会議】

受理年月日	受理番号	紹介員	提出者	付託委員会
平成26年8月27日	請願第2号	天羽篤 前川英貴 片田真弓	徳島市中洲町1丁目35番地の1 上地法律事務所気付 秘密保護法の廃止をめざす徳島大集会実行委員会 代表呼びかけ人 岸 積 乾 晴美	総務常任委員会

(件名・要旨)

「『特定秘密の保護に関する法律』の廃止を国に求めることに関する請願」の件について

【請願趣旨】

「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書を、国会（衆議院及び参議院）並びに政府（内閣総理大臣）に提出することを求める。

【請願理由】

昨年12月6日、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「特定秘密保護法」という。）が成立し、本年12月までに施行される予定となっている。

しかし、一般的な秘密保全法制それ自体の是非はともかく、このたび成立した特定秘密保護法には、①「特定秘密」の範囲が広範かつあいまいであること、②住民の安全確保のために必要な情報が地方公共団体に提供されないおそれがあること、③処罰範囲の外延が不明確であり、報道機関の取材・報道、正当な内部告発、市民運動、研究者の活動などを萎縮させるおそれがあること、④適性評価制度により、「特定秘密」を取り扱う者について広範かつ多岐にわたる調査が行われ、プライバシーが侵害される危険性があることなどの重大な問題がある。これは、市民の知る権利や表現の自由などの基本的人権を侵害するとともに、民主主義を形骸化するものである。

このような特定秘密保護法の問題点は、運用によってこれを解消することは不可能であって、特定秘密保護法は施行前に廃止されるべきである。全国の地方議会でも、特定秘密保護法が成立して以降、本年3月31日までに、少なくとも156の地方議会において特定秘密保護法に関する意見書が採択されており、そのうち廃止、凍結、抜本的見直し等を求める内容のものは4分の3にも上っている。特定秘密保護法の施行まで残り3か月余りしかなく、もはや時間の猶予はない。

よって、特定秘密保護法律の廃止を求める意見書を国会並びに政府に提出するこ

とを求めるため、地方自治法第124条の規定に基づき請願する。